

鳥獣の保護管理に係る制度改革等について

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護業務室

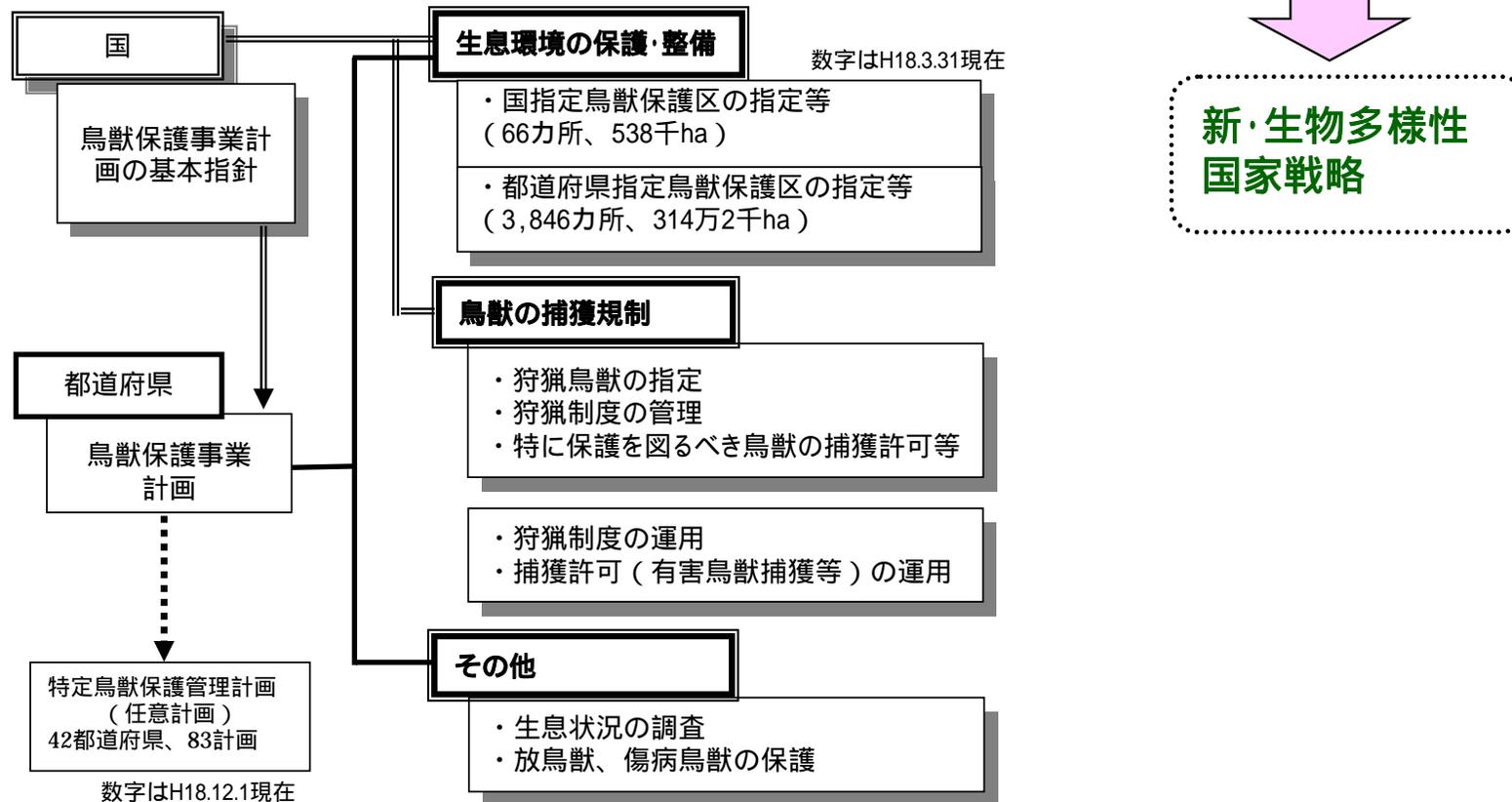
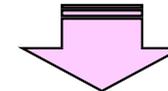
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の体系(これまで)

【鳥獣法の目的】

鳥獣の保護を図るための事業の実施、鳥獣による被害の防止、猟具の使用に係る危険の予防



生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与



新・生物多様性
国家戦略

特定鳥獣保護管理計画の概要

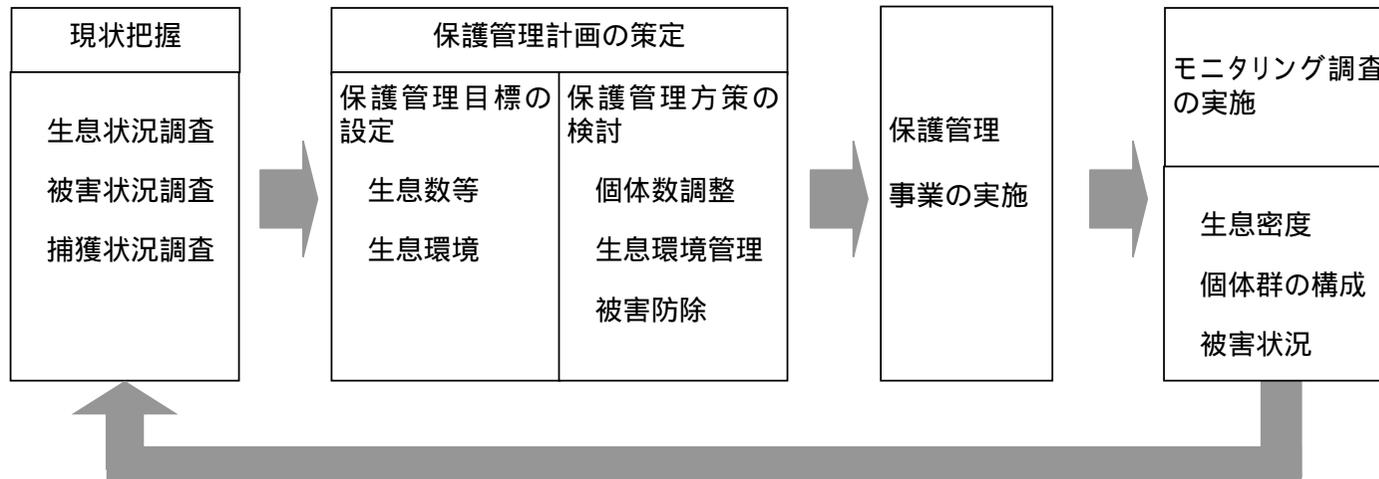
【特定鳥獣保護管理計画とは】

計画のねらい： 地域的に著しく増加している種等について、種の維持を図りつつ、農林業被害の軽減等を図るための鳥獣の管理

策定主体： 都道府県が策定(任意)

対象： シカやイノシシ等の地域的に著しく増加している種、またはクマ等の地域的に著しく減少している種

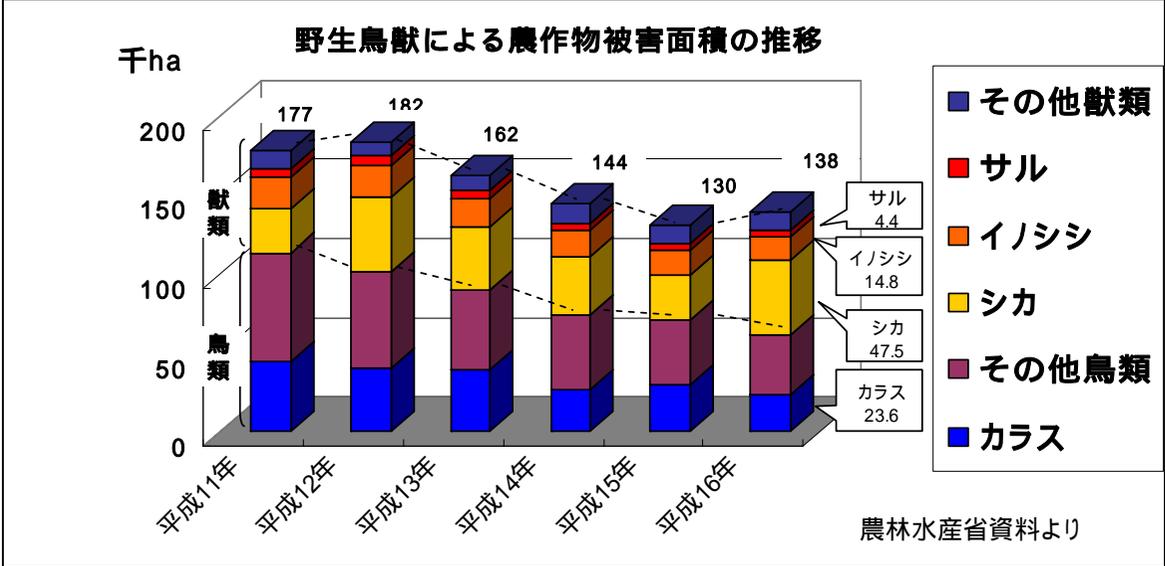
特定鳥獣保護管理計画の策定及び実行の流れ



(計画的・科学的な個体群管理システムの確立)

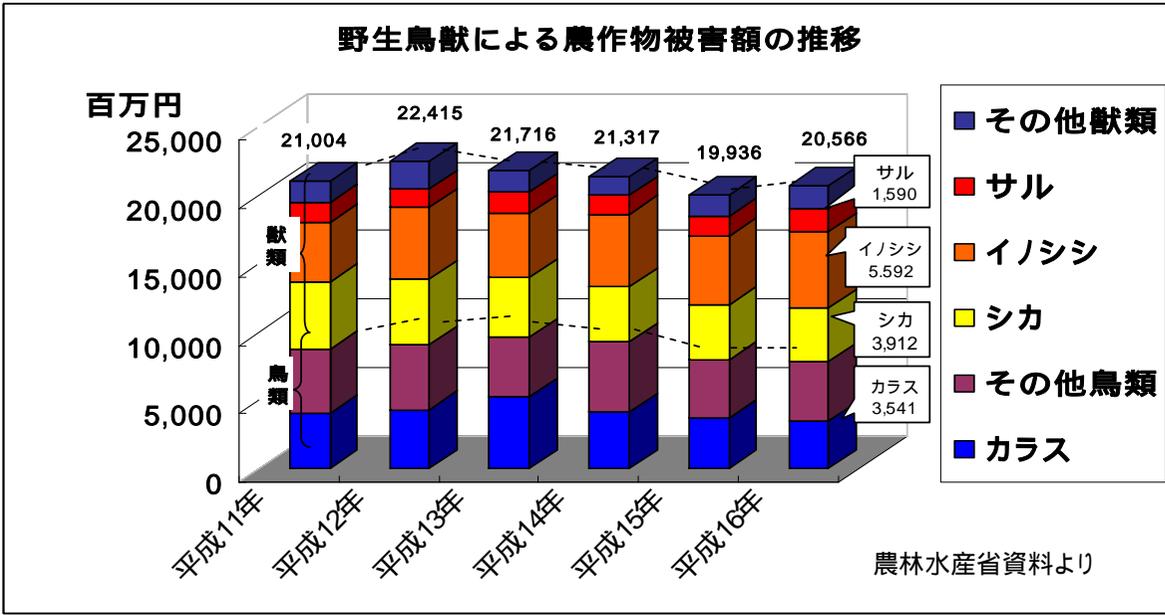
鳥獣による農作物被害の状況

近年の被害総面積は、
約14万haで推移



近年の被害総額は、
約200億円で推移

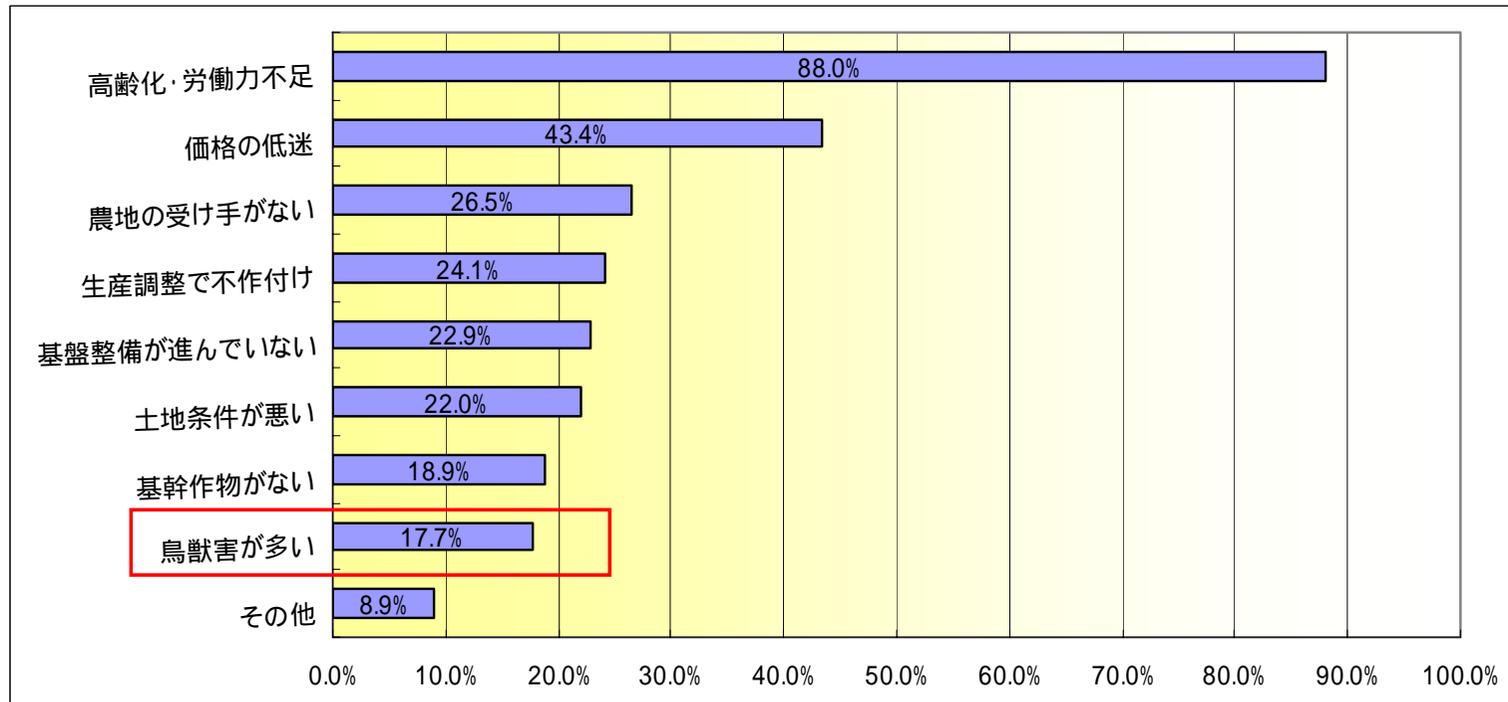
特に、シカ、イノシシ、
サルの被害が深刻な状況



鳥獣被害の耕作放棄に及ぼす影響

農林業センサスに基づく全国の耕作放棄地の面積は、平成17年に38万6千ヘクタールとなっている。

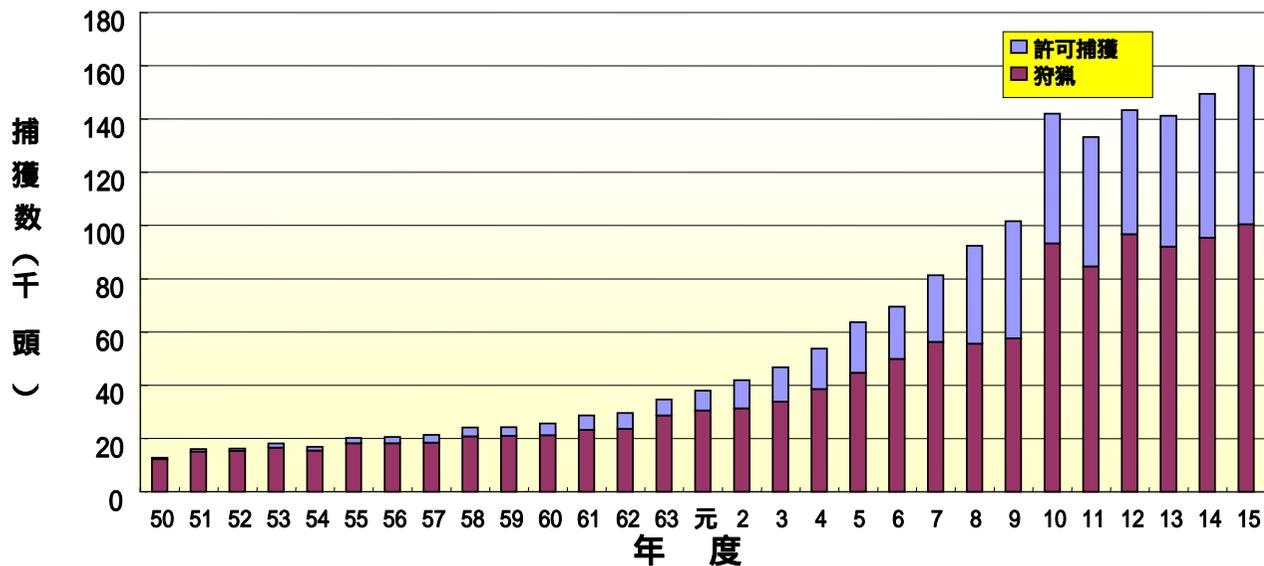
別途、平成14年度に、全国農業会議所が各市町村の農業委員に対して行ったアンケート調査によると、耕作放棄地の要因の一つとして、2割弱の人が「鳥獣害が多い」ことを挙げている。



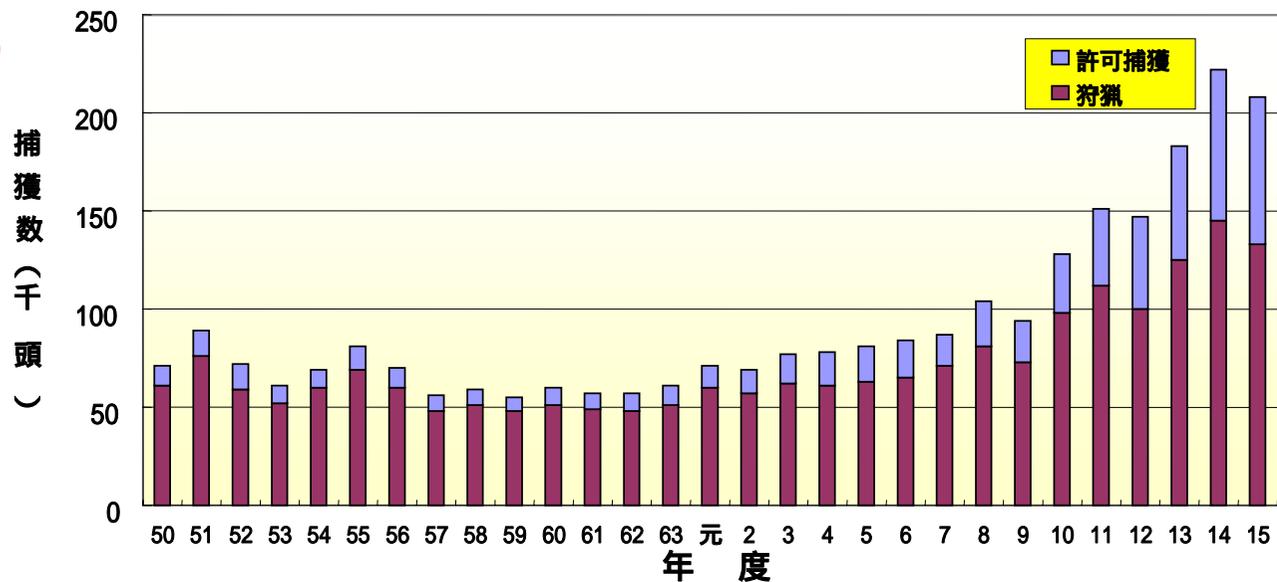
全国農業会議所「平成14年度地域における担い手・農地利用・遊休農地の利用集積等についての農業委員調査結果」

シカ、イノシシの捕獲数の推移

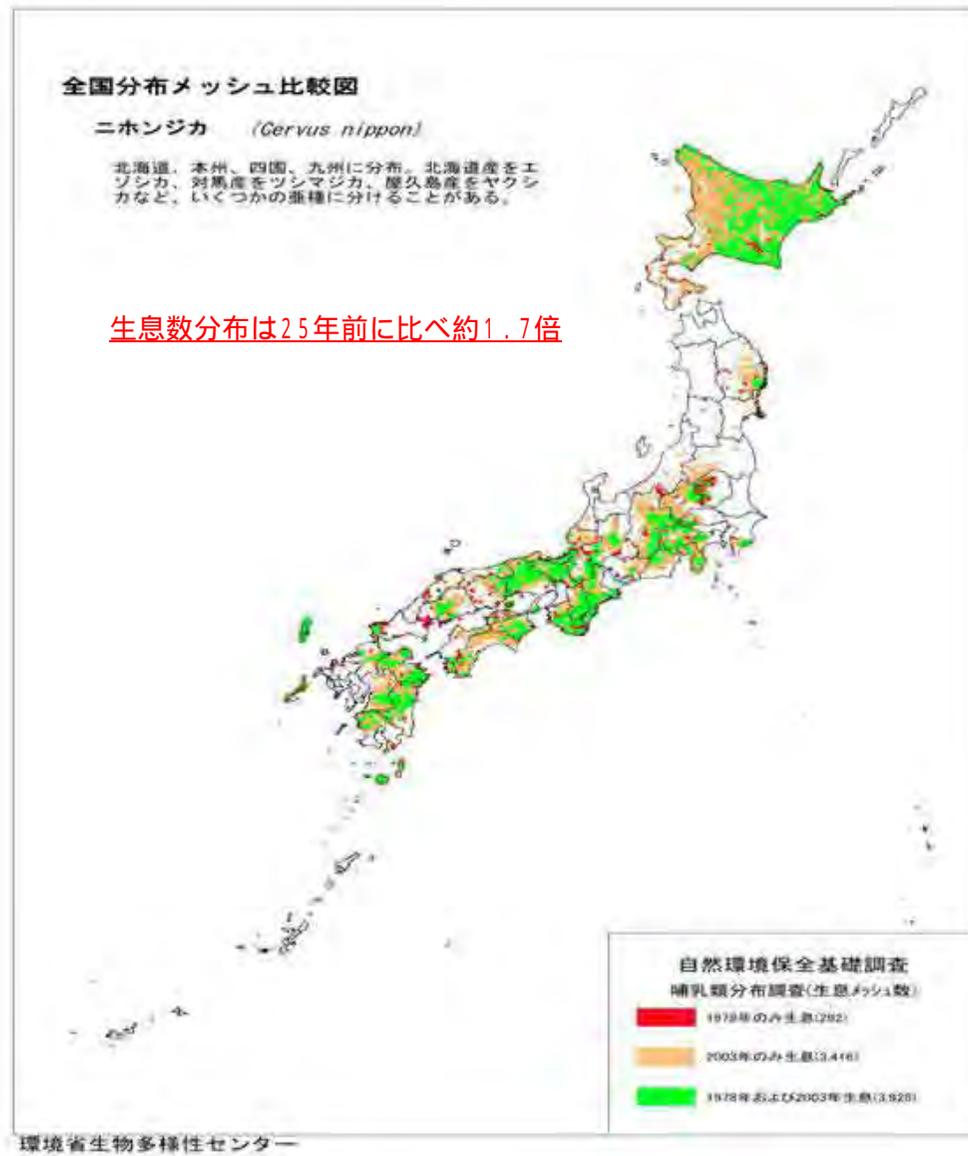
(シカ)



(イノシシ)



ニホンジカ、イノシシの生息分布の状況



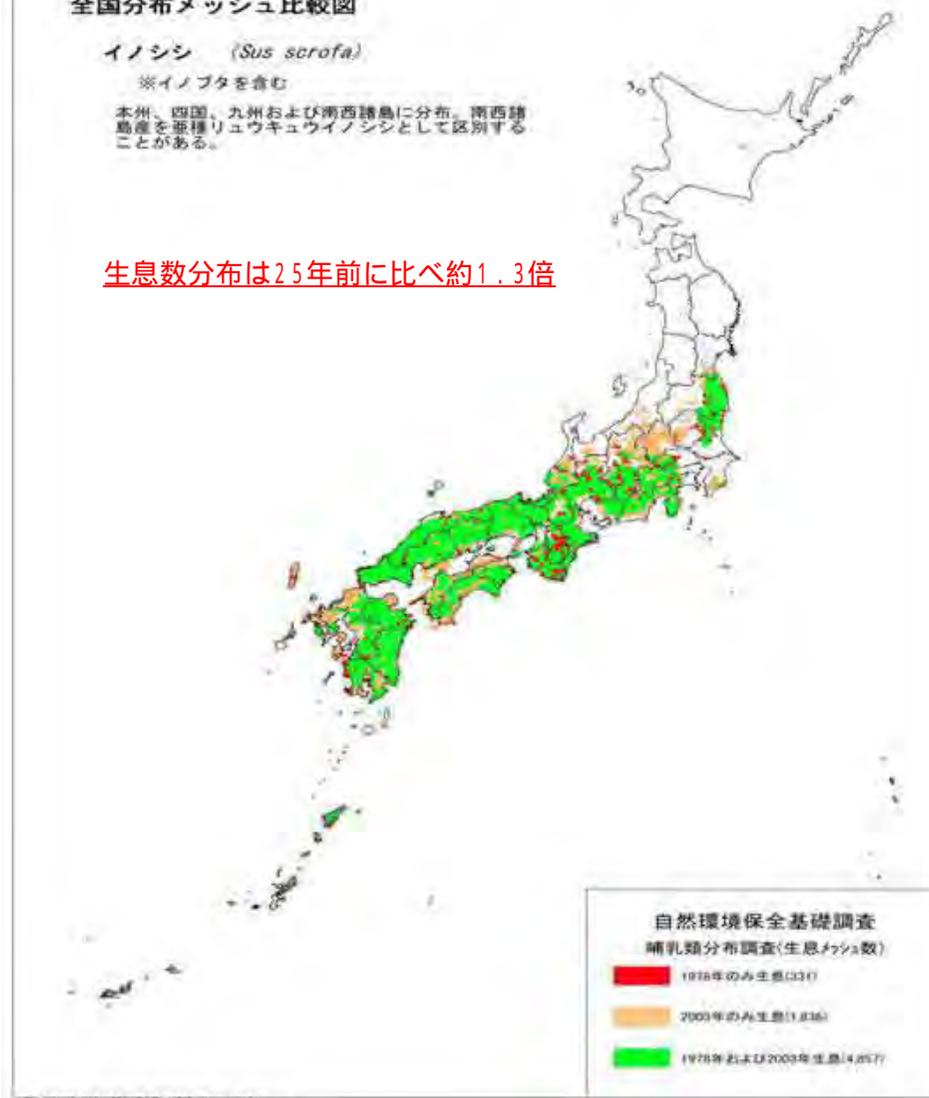
全国分布メッシュ比較図

イノシシ (*Sus scrofa*)

※イノブタを含む

本州、四国、九州および南西諸島に分布。南西諸島産を亜種リュウキュウイノシシとして区別することがある。

生息数分布は25年前に比べ約1.3倍



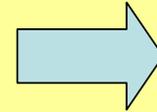
環境省生物多様性センター

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の概要

改正のねらい

生息数が著しく増加した一部の鳥獣(シカ、イノシシ等)による農林業、自然植生への被害の多発

生息数が著しく減少した鳥獣の存在



狩猟規制の見直し
鳥獣保護施策の強化

改正の概要

1. 地域における鳥獣の生息状況の変化等を踏まえた狩猟規制の見直し

(1) 休猟区における特定鳥獣の狩猟の特例

(2) 狩猟免許の区分の見直し

(3) 入猟者承認制度の創設

(4) わな猟に係る危険防止のための制度の創設 / 網及びわなへの設置者の氏名等の表示義務付け

2. 鳥獣の保護施策の強化

(1) 鳥獣保護区における保全事業の創設

(2) 輸入鳥獣の識別措置の導入

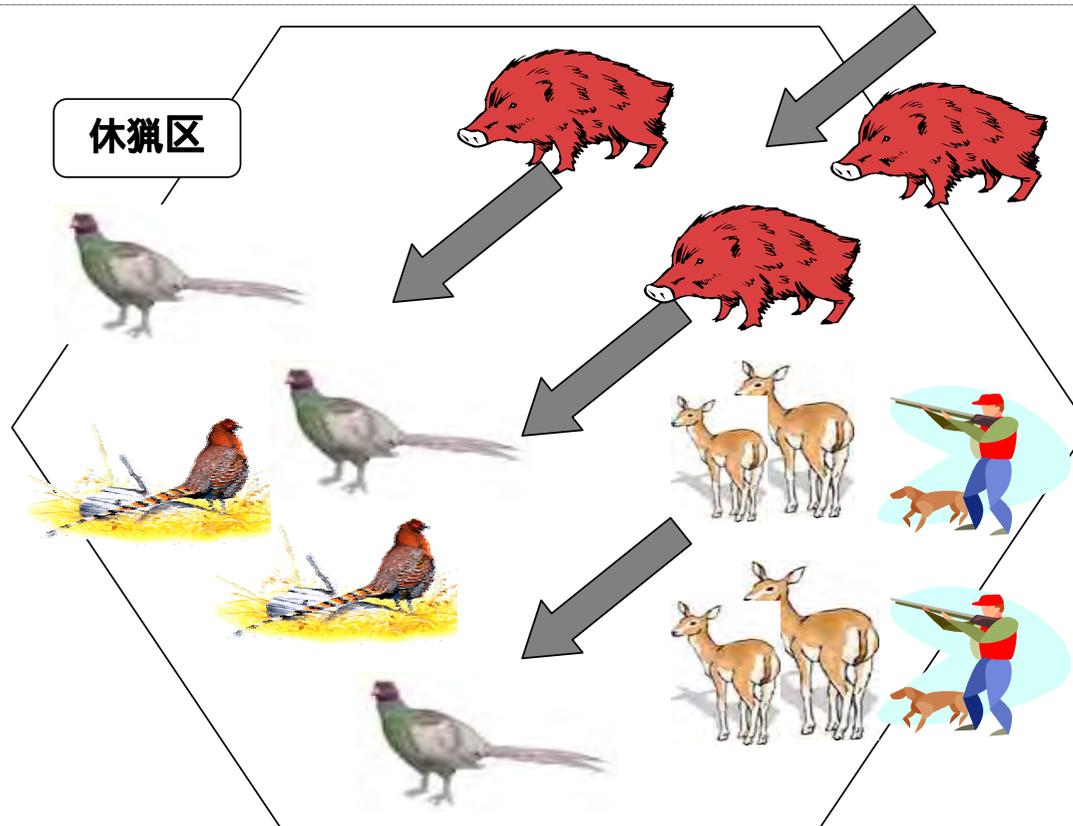
狩猟を活用したきめ細かな鳥獣の保護管理
狩猟の担い手の確保

鳥獣保護区の機能強化
鳥獣の違法捕獲の防止

1. 地域における鳥獣の生息状況の変化等を踏まえた狩猟規制の見直し

(1) 休猟区内における特定鳥獣の狩猟の特例

農林業被害を防止するため、休猟区のうち都道府県知事が指定した区域において特定鳥獣（シカ、イノシシ等）の捕獲等を行うことができることとする。

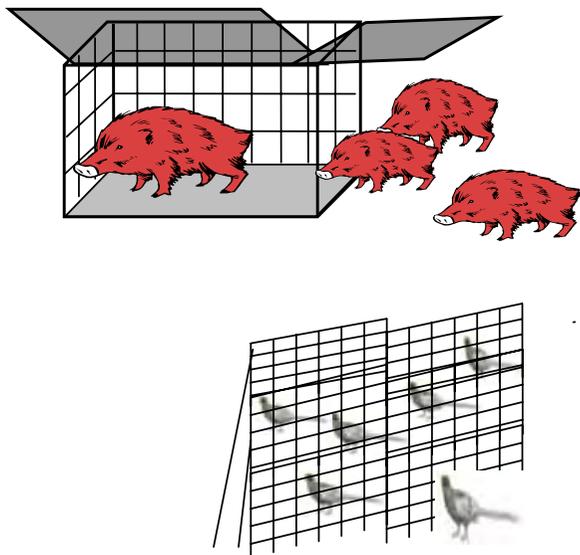
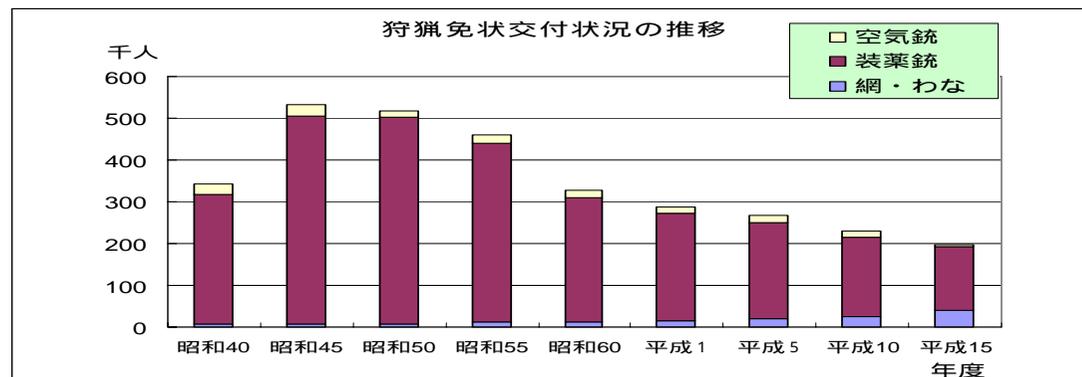


休猟区：主にキジやヤマドリなどの狩猟資源を回復させるため一定の期間狩猟を禁止する区域。
全国合計1,062箇所 総面積2,109千ha、国土の約5.6%（平成15年度）

(2) 狩猟免許区分の見直し

鳥獣による農業被害を防ぐことを目的にわな猟を行おうとする農家等の狩猟免許の取得促進のため、
 現行の「網・わな猟免許」を「網猟免許」と「わな猟免許」とに区分する。

「網・わな猟免許」の分割に伴い、狩猟税の税率も2分の1に改正する。(16,500円 8,200円)

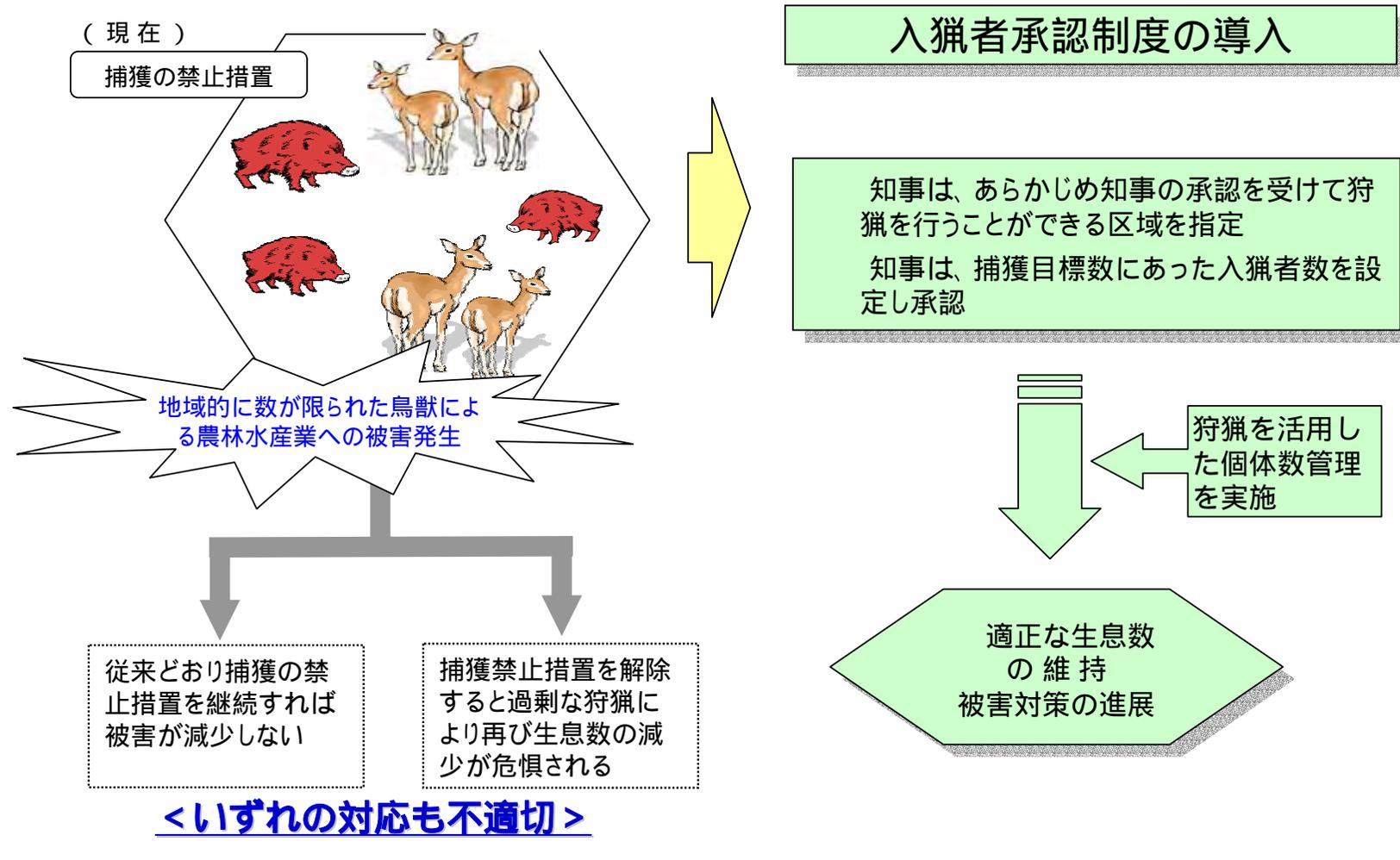


構造改革特区によるわな猟免許分離の効果 (受験者数)

県名	平成17年度		平成16年度	対前年度比 17年度 / 16年度 %
	わな猟免許	網わな猟免許	網わな猟免許	
鳥取県	22	143	65	254%
島根県	245	45	85	341%
香川県	57	25	63	130%
長崎県	114	30	63	229%
大分県	54	167	157	141%
合計	492	410	433	208%

(3) 適切な捕獲等を進めるための入猟者承認制度の創設

生息数が増加している狩猟鳥獣について、地域的に捕獲禁止措置の緩和が求められていること等から、あらかじめ都道府県知事等の承認を受けることにより、一定の区域等において当該鳥獣の適切な捕獲ができることとする。



(4) わな猟に係る危険防止の為の制度の創設・網及びわなへの設置者の氏名等の表示義務付け

人への危険予防の見地から、危険性の高いわなについて、その使用を禁止、制限する区域を指定することができることとする。

網及びわなの違法な設置を的確に防止するため、すべての網及びわなについてその設置者の住所、氏名等の表示を義務付けることとする。

わなによる鳥獣の捕獲を禁止する区域の例



子供の遊び場となっている、広場、河川、空き地、原野

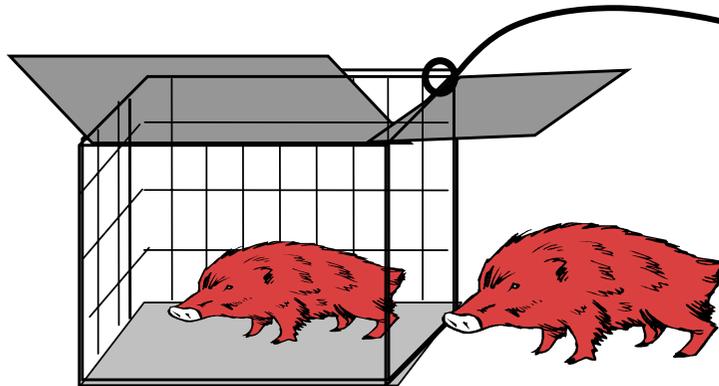


学校や通園・通学路の周辺部



自然散策や野鳥観察などの利用頻度が高い地域

わなへの表示を義務づける標識の例



住所：東京都千代田区・・・
氏名：環境太郎
許可者：地区環境事務所長
許可番号： 号
許可年月日：平成 年 月 日
許可対象：イノシシ

2. 鳥獣の保護施策の強化

(1) 鳥獣保護区における保全事業の創設

周辺地域からの土砂の流入
シカ等の動物による植生の破壊 等
鳥獣の生息環境が悪化



鳥獣の生息数の減少、
生息域の縮小

【保全事業の内容】

国指定鳥獣保護区の環境改善のため保全事業を行う

鳥獣の繁殖、採餌、休息のための生息地の整備

例: 土壌が流出した繁殖地における植生復元など

鳥獣の生息する湖沼等の水質改善

例: 水質の悪化した池等でのばっき施設の設置など

鳥獣の生息地に悪影響を及ぼす動物の侵入防止

例: 植生を破壊するシカの侵入防護柵の設置など

鳥獣の生息地に悪影響を及ぼす動物の捕獲

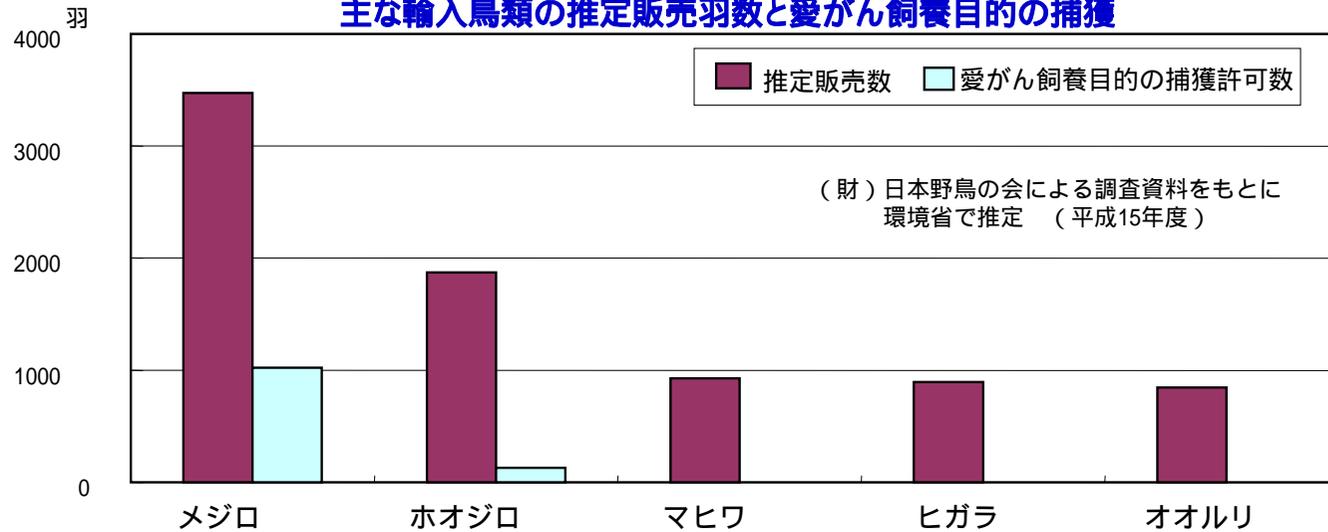
例: 植生を破壊するアナウサギの捕獲など



(2) 輸入鳥獣の識別措置

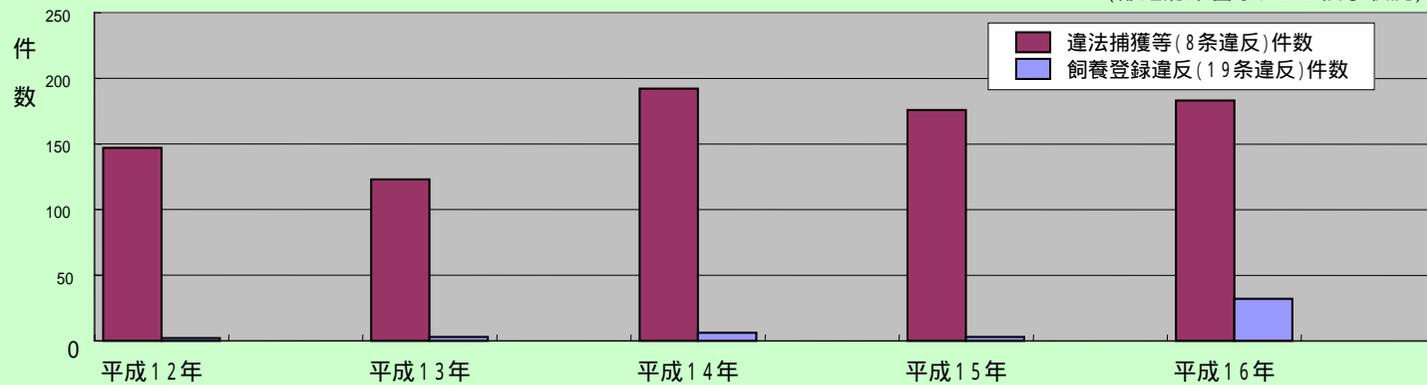
鳥獣の違法捕獲又は違法輸入を防止するため、適法に輸入された鳥獣に環境大臣が標識を交付する制度を導入し、当該標識の装着を義務付けることとする。

主な輸入鳥類の推定販売羽数と愛がん飼養目的の捕獲



違法捕獲等(8条違反)件数及び飼養登録違反(19条違反)件数

(都道府県警察による検挙状況)



警察庁提供データによる

新たな基本指針の概要

【鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する基本的な考え方】

地域個体群の長期的かつ安定的な存続と生活環境、農林水産業及び生態系への被害の防止という鳥獣保護管理の考え方を基本として鳥獣保護事業を実施

鳥獣による農林水産業等への被害の発生や、地域的に減少等が生じている地域個体群もみられることから、きめ細かな保護管理の実施

地域における鳥獣保護管理に携わる人材の育成並びに狩猟者の確保と育成

関係主体の役割の明確化、広域的及び地域的な連携、地域に根付いた取組の充実

【鳥獣保護事業のきめ細かな実施】

鳥獣を希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣、一般鳥獣に区分し、区分ごとの保護管理を実施

- ・ **希少鳥獣**：鳥獣保護区の指定や種の保存法に基づく保護増殖事業の実施
- ・ **狩猟鳥獣**：5年ごとに生息状況や被害状況を勘察して対象種を見直す
- ・ **外来鳥獣**：生態系等へ被害を及ぼすものは、狩猟や有害鳥獣捕獲により被害を防止
- ・ **一般鳥獣**：鳥獣保護区や特定計画制度等を活用し、被害の防止と地域個体群の存続を図る

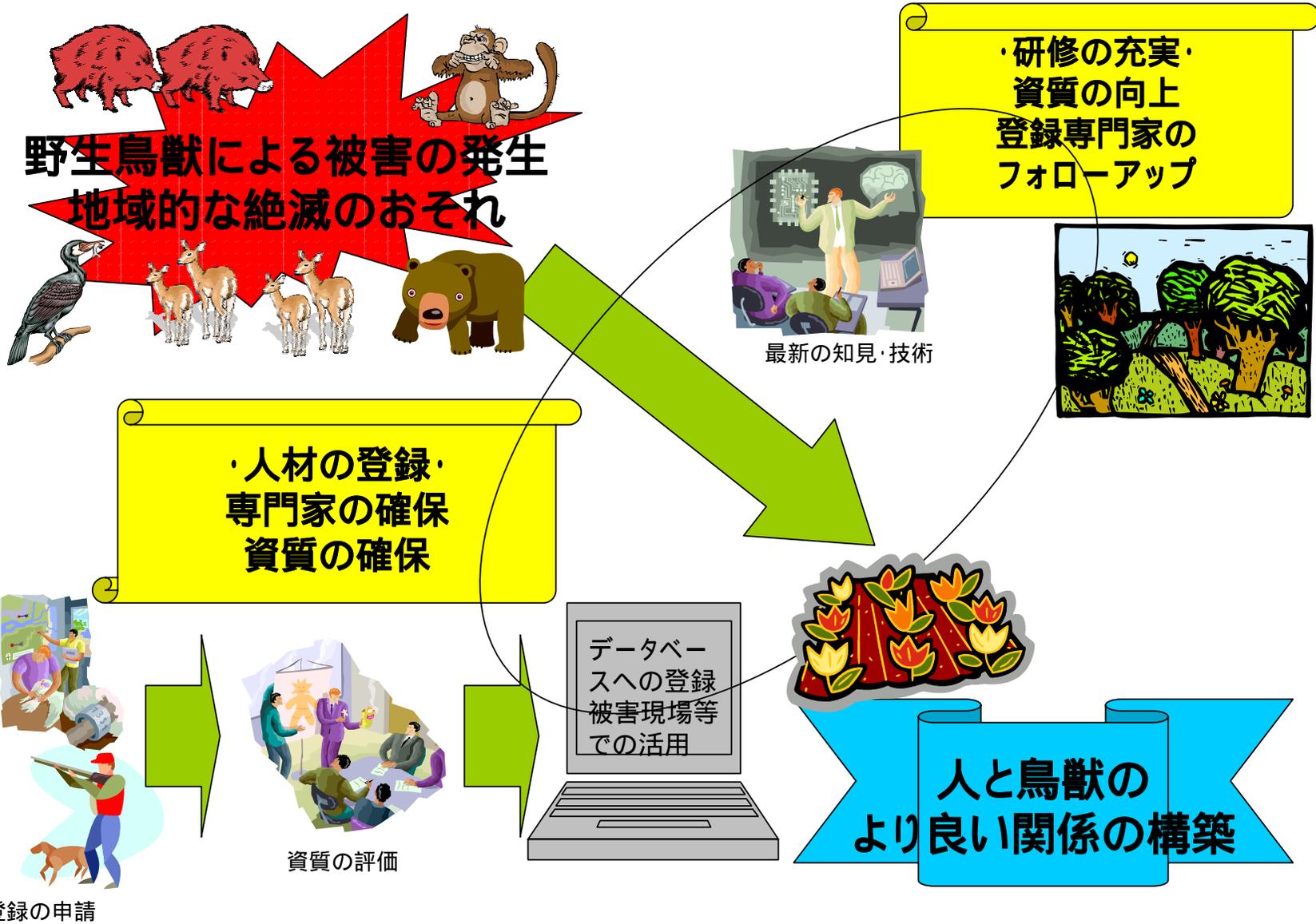
広域的に分布、移動する鳥獣については、関係者が幅広く連携し、広域的な指針を作成して保護管理を実施、また分布が孤立している地域個体群にあっては、きめ細かい保護管理を実施

渡り鳥は国際的な連携のもと、鳥獣保護区の適切な指定を進めるとともに、海棲哺乳類については科学的なデータを収集し、必要な保護管理方を検討

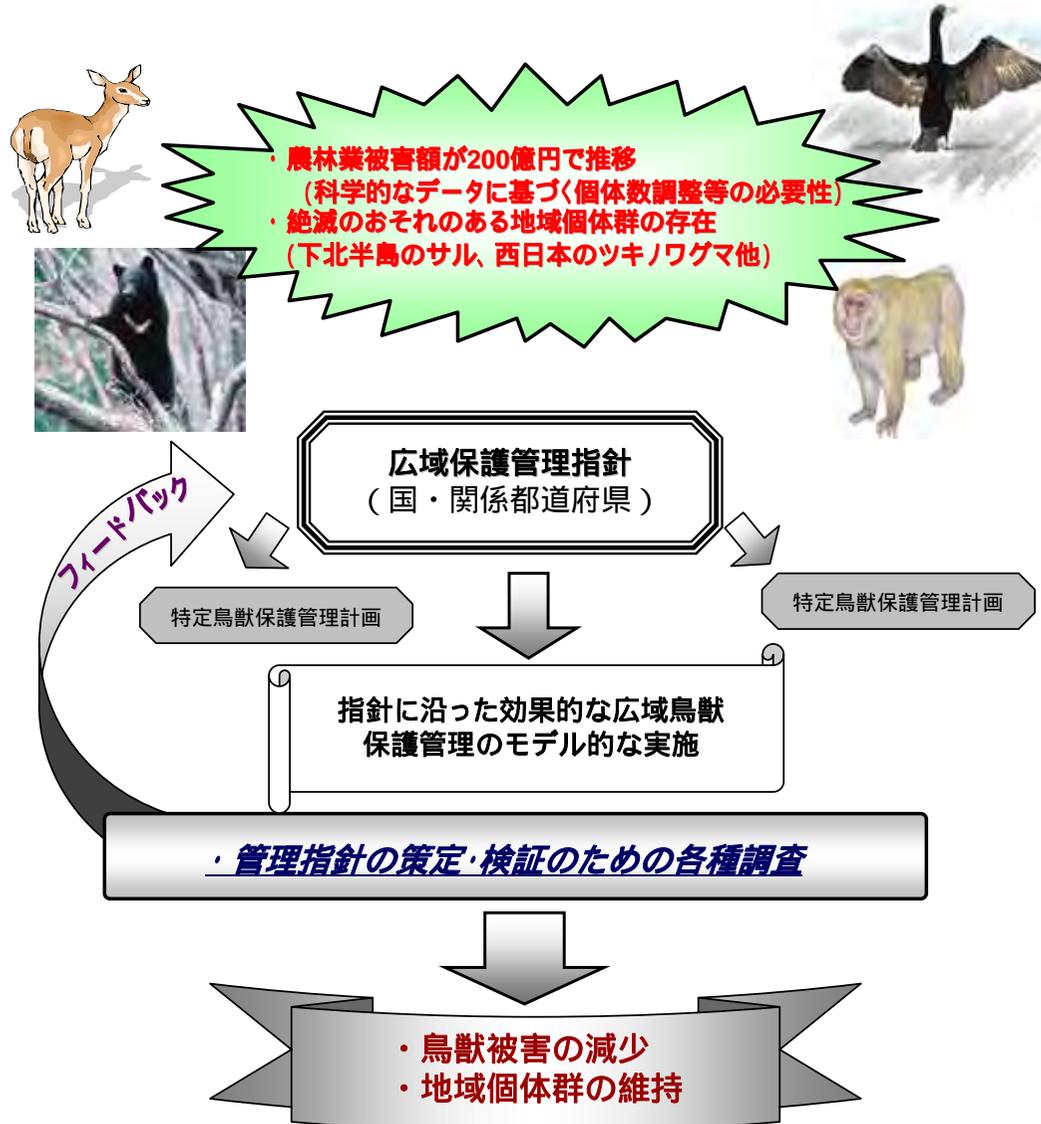
自然という不確実な対象を取扱うため、鳥獣保護事業の実施状況についてモニタリングを適切に実施し、その結果を評価することにより、事業へのフィードバックを行う順応的な管理の実施

人と鳥獣の適切な関係の構築

鳥獣保護管理に係る人材育成の取組



広域的な鳥獣の保護管理対策の推進

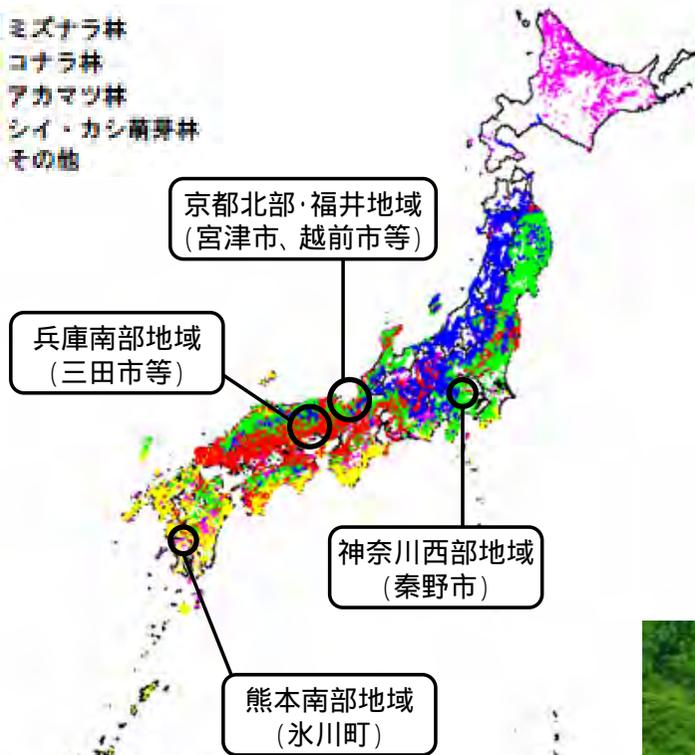


里地・里山保全への取組

里地里山保全・再生モデル事業調査

二次林のタイプにより、全国4地域でモデル的に実施

- モズナラ林
- コナラ林
- アカマツ林
- シイ・カシ類森林
- その他



モデル事業調査の流れ

地域戦略素案の策定

関係省庁(農林水産省、林野庁、国土交通省)、地元自治体、NPO、住民、専門家などと連携・協力し、懇談会・地区別意見交換会を通じて、里地里山保全再生のための「地域戦略素案」を策定

試行的活動の実施

「地域戦略素案」に基づき、地域において、里地里山の保全活動を行い、持続的取り組みに向けた、課題等の検討を行う

地域戦略策定・全国発信

試行的活動を通じ「地域戦略素案」を検討し、「地域戦略」を策定するとともに、全国に取り組み内容を発信していく

